

令和5年12月20日
家きん疾病小委員会
高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム

高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた 今後の発生予防対策に関する提言

1 現 状

- (1) 令和5年11月、今シーズンはじめて家きんで高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生が確認されて以降、現在までに4例の発生が確認されている。このうち2例については、昨シーズン発生のあった農場と同一農場での発生であった。
- (2) 本年10月以降、野鳥において北海道から鹿児島県まで17都道県67事例で本病ウイルスが検出されており、全国的に環境中に本病ウイルスが存在している状況にある。
- (3) 韓国においては、昨シーズンより遅い時期に野鳥及び家きんでH5N6亜型の本病ウイルスも確認されており、今後、朝鮮半島の渡り鳥が新たに我が国に渡来し、それに伴ってH5N6亜型の本病ウイルスが我が国に侵入する可能性がある。

2 今後の発生予防対策

- (1) 今後、新たな亜型の本病ウイルスが我が国に侵入する可能性があることや今シーズン発生が確認された4例において実施した疫学調査等を踏まえ、まず第一に、農場従業員を含む家きんの飼養者自らが意識を高く持ち、
 - ① 本病ウイルスの人による持ち込みを防ぐため、裏口を含むすべての出入口で家きん舎に入る前の長靴交換、衛生管理区域専用の衣服及び靴の着用
 - ② 少なくとも1日1回の消毒槽の消毒液の交換を含む日頃の消毒
 - ③ 隙間がないように思われる家きん舎であっても、養鶏農場の飼養衛生管理に関する有識者（家畜保健衛生所や産業動物獣医師等）と連携し、客観的に再度確認して、野生動物の鶏舎への侵入防止対策を継続的に行う
 - ④ 夜間も含めネコやイタチ等の小動物、カラス等の野鳥を誘引させないよう死亡家きん、廃棄卵及び排せつ物の適切な処理等の飼養衛生管理を徹底することが何よりも重要である。
- 特に①及び②については、農場出入りする全ての関連事業者が徹底するよう家きんの飼養者からも周知する必要がある。

- (2) また、昨シーズン発生のあった農場と同一農場で発生が確認されていることから、過去本病の発生があった農場やその周辺地域の家きんの飼養者は、既に本病が発生する環境要因が揃っており、本病の発生リスクが高い地域であることを認識し、改めて、(1)の発生予防対策が十分できているか徹底するとともに、共同利用施設での交差汚染防止対策や野鳥等の野生動物を誘引する環境の改善など、地域的なリスク低減措置を講ずる必要がある。
- (3) 都道府県においては、過去本病の発生があった農場やその周辺地域は本病の発生リスクが高い地域であるということを認識し、特に昨シーズンの発生農場に対し、今シーズンも発生リスクが高くなっている旨を説明した上で、経営再開に当たって改善したとされる点も含め、改めて飼養衛生管理の状況について確認するとともに、今シーズンを通じて飼養衛生管理の実効性が担保されるよう丁寧に指導を行う。また、その際、養鶏農場の飼養衛生管理に関する有識者（家畜保健衛生所や産業動物獣医師等）の視点を取り入れることも有効であると考える。
- (4) 過去本病の発生があった農場やその周辺地域以外でも、河川、池等の水場等の野鳥が多い地域や野鳥等で過去本病ウイルスが確認された地域においても、本病の発生リスクが高い地域であるということを認識し、警戒を怠らないよう指導する。
- (5) また、4例目の鹿児島県出水市における発生事例においては、同ケージ内及びその周辺で死亡鶏がかたまって3羽確認された時点で通報があり、発生後、極めて早期に防疫措置を開始できることにより、その後、養鶏農場が密集する同地域における周辺農場での続発は確認されていない。本事例のように早期発見・早期通報は、周辺農場への発生予防対策にも有効であることから、都道府県は、家きんの飼養者に対し、引き続き早期発見・早期通報を徹底するよう指導する。
- (6) 更に韓国においてH5N6亜型を含む家きんでの本病の発生が12月に入って続発していることから、韓国での発生状況も注視しながら、野鳥によるH5N6亜型の本病ウイルスの持ち込みも含め国内への侵入や影響についても、農林水産省や環境省のウェブサイトを定期的に確認すること等を通じて引き続き注意、警戒し、関係者の情報共有を図る。

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第88回家きん疾病小委員会・
令和5年シーズン第1回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会
合同会合 概要

1. 開催日時：令和5年12月20日（水）10時00分～12時00分

2. 開催場所：オンライン開催

3. 出席委員（50音順、敬称略）

（1）家きん疾病小委員会

臨時委員：砂川 富正、山口 剛士（委員長）

専門委員：岩科 友希、内田 裕子、大谷 芳子、白田 一敏、森口 紗千子、山本 健久

（2）疫学調査チーム（家きん疾病小委員を除く。）

委員：安齊 友巳、金井 裕

（3）オブザーバー

鹿児島県農政部畜産課、鹿児島県北薩家畜保健衛生所

4. 議題：

（1）今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生等について

① 今シーズンの国内における本病の発生状況について

ア 家きんでの本病の発生状況と対応について

イ 家きんでの発生における疫学調査概要

ウ 野鳥での本病の発生状況等

② 今シーズン分離されたウイルスの性状について

③ 今後の発生予防対策について

（2）その他

5. 概要：

（1）発生農場及び周辺における防疫措置

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き、発生農場においては、飼養家きんの殺処分及び埋却・焼却、制限区域の設定、当該農場周辺の消毒強化及び消毒ポイントの設置等の必要な防疫措置を実施・継続すること。

（2）疫学調査チームの現地調査概要

令和5年11月25日から12月3日までに4県4例が確認され、発生後に、農場及びその周辺環境の確認、関係者からの聞き取りを含めた現地調査を実施した。

① 発生農場は関東地方及び九州地方に所在し、いずれも採卵鶏農場であり、発生鶏舎は開放鶏舎又はセミウインドウレス鶏舎であった。このうち2例については、令和4年シーズンの発生農場であった。

② 発生農場周辺には、干潟、河川、ため池、水路等があり、現地調査時にはカモ類等の水鳥が観察された。また、発生農場の周辺地域には林や田畠、農場敷地内や周囲には草むらや樹木があり、農場内でネコ、イタチ等の小型野生動物の侵入又はその痕跡が確認

された事例がみられた。再発農場の周辺地域では、河川、池などの水場（ゴルフ場を含む。）があり、調査時に河川や水田でカモ類、ツル類等の多数の野鳥や、有機肥料工場付近で多数のカラス及びトビが確認された。

③ 衛生管理区域境界での車両消毒、衣服・靴の交換、手指消毒等の実施、鶏舎に出入りする際の靴の交換、手指消毒等の衛生対策について、従業員及び外来業者が一部対策を実施していない事例、作業動線の交差や消毒薬の交換頻度が少ない等により効果が不十分な事例等がみられた。

④ 鶏舎については、壁面、金網、集卵コンベアシャッター等の隙間、破損等により、野鳥、ネコ、イタチ、ネズミ等の野生動物の侵入の可能性がある事例がみられた。また、調査時には金網に小型野生動物の侵入痕跡や鶏舎内部にスズメが確認された事例がみられた。さらに、死亡鶏の処理方法や堆肥舎の管理状況が野生動物の誘因となっている事例もみられた。

⑤ 再発農場においては、経営再開に当たって、疫学調査の結果も踏まえて県が指導を行い、③及び④の衛生対策の改善や、鶏舎での遮蔽物の設置、修繕等を行ったことが確認されているものの、シーズンを通じての継続的な飼養衛生管理の実効性が担保されていないと考えられる点がみられた。

（3）野鳥における発生状況等

野鳥においては、令和5年10月4日から12月19日までに17都道県67例が確認されており、鳥種別ではカモ類、ハクチョウ類、ツル類、猛きん類、カラス類等での感染が確認されている。

韓国においては、昨シーズンより遅い時期に野鳥及び家きんでH5N6亜型のウイルスも確認されており、それに伴ってH5N6亜型の本病ウイルスが我が国に侵入する可能性がある。

（4）今シーズン分離されたウイルスの性状

これまでの4例の発生事例で家きんから分離されたウイルスはH5N1亜型であった。そのうち、現時点で解析が終わっている家きん（1～3例目）については、一昨年シーズン（2021/2022年シーズン）及び昨シーズン（2022/2023年シーズン）に我が国の家きんから検出されたH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスと同一のグループ（21E）と同じで、現時点で解析が終わっている一部の野鳥（北海道、宮城県、香川県）から分離されたウイルスについても同一のグループであったことが確認された。

（5）今後の発生予防対策について

上記を踏まえ、別添のとおり、今後の発生予防対策に関する提言を取りまとめ、関係者に周知することとなった。